

平成19年8月22日

午後6時30分～

第3・4委員会室

## 第8回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 次第

1 開会

2 資料説明

3 意見交換

○提言案について

4 提言のとりまとめ

5 閉会

---

### <配布資料>

資料 22 提言案(未定稿)

資料 23 第7回懇談会 発言要旨

# 教育基本条例等に関する提言

平成 19 年 8 月

杉並区教育基本条例等に関する懇談会

## 提言にあたって

杉並区は、「すぎなみ五つ星プラン」(杉並区基本計画・実施計画)の中で、区の目指すべき将来像を、「人が育ち 人が活きる杉並区」としました。そして、その柱の一つに「地域ぐるみで教育立区」を掲げ、区のすべての施策に教育の視点を取り込んで、教育に支援を惜しまない地域社会の実現を目指しています。

また、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」の中で、杉並の目指す教育の基本的な考え方として、次の二つを示しています。一つ目は「未来を拓く人を育てる教育を進める」こと、二つ目は「自分たちで自分たちのまちをつくる人々の力を育成する」ことです。自らの地域のことは、まず自らが考えるという真の住民自治を築くために、一人ひとりが自主的、自立的に考えて行動していくことが大変重要であるという考え方が根底にあります。

こうした区の教育の基本的理念を明確にし、これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるための拠りどころとして、教育基本条例等について検討するため、昨年10月、「教育基本条例等に関する懇談会」が設置され、私たちは、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」、「どのような基本条例、憲章、宣言等にすべきか」といったことについて、幅広い見地から意見を求められました。

私たちは、与えられた課題について、「人づくり」、「教育に支援を惜しまない地域づくり」のために、誰が、何を、どうすればいいのか、といった視点から、8回にわたり議論を重ね、その結果を、提言として取りまとめました。

私たちの提言が、「地域ぐるみで教育立区」を目指す杉並区の教育基本条例等の制定に向け、有益な一助となることを願っています。

平成19年8月

会 長 小 松 郁 夫

# 目 次

提言にあたって .....	1
教育基本条例等に関する提言 概要 .....	3
1 規定形式について ～条例、憲章、宣言のいずれが適切か～ .....	4
2 条例の構成について .....	5
3 前 文 .....	5
4 本 文 .....	8
(1) 条例の制定目的 .....	8
(2) 大切にしたい考え方 .....	8
(3) 各主体ごとの役割と責務 .....	10
(4) 人づくりに関する行政の基本 .....	11
おわりに .....	14
資 料	
1 杉並区教育基本条例等に関する懇談会設置要綱 .....	
2 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員名簿 .....	
3 杉並区教育基本条例等に関する懇談会検討経過 .....	

## 教育基本条例等に関する提言 概要

### 1 規定形式等

- ・形式は条例にすべき。
- ・条例に前文を付す。
- ・条例の名称は「人づくり条例」とすることも一案である。他の意見もあり。

### 2 前文

- ・人づくりを地域ぐるみで進める。
- ・人づくりの基本 ①「人間として生まれてきたこと」を大切にする  
②「人間性を発揮すること」を大切にする  
③「社会性を発揮すること」を大切にする

### 3 本文

(1) 目的 教育(人づくり)に必要なことを明らかにし、教育に支援を惜しまない地域づくりを進める。

(2) 大切にしたい考え方

- ① 人として育てる 自立心と公共心をバランスよくしっかりと伸ばす。
- ② 家庭で育てる 家庭を人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場とする。
- ③ みんなで育ち育てられる 「共育」<sup>きょういく</sup>の関係を地域のあちらこちらにつくる。

(3) 各主体ごとの役割と責務

- ① 家庭 教育の原点は家庭。各家庭で成長過程に応じた教育を行うよう努める。
- ② 地域 子どもは地域の宝。地域ぐるみで教育を進めるよう努める。
- ③ 行政・教育機関 教育の観点をもってすべての分野の施策を推進する。

(4) 人づくりに関する行政の基本

- ① 中長期目標と行動計画の策定
- ② 施策の評価と効果検証
- ③ 区民への理解浸透、意識啓発
- ④ 家庭教育の支援
- ⑤ 地域での教育活動の支援
- ⑥ 就学前教育の充実
- ⑦ 学校教育の充実
- ⑧ 郷土愛を育む施策の充実
- ⑨ 行政機関相互の連携

# 1 規定形式について

## ～条例、憲章、宣言のいずれが適切か～

懇談会では、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」についての検討とあわせ、それを表現する形式として、条例、憲章、宣言のいずれが適切か、ということについて、検討しました。

下表は、条例、憲章、宣言のそれぞれの特徴や長所・課題等について、比較したものです。憲章、宣言については、共通点が多いことから、一つにまとめています。

＜条例、憲章、宣言の比較表＞

	条 例	憲 章 ・ 宣 言
特 徴 ・ 手 続 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会の議決を経て制定する。 (改正する場合にも、議決が必要。)</li> <li>○原則として法的拘束力をもつ。(執行機関、議決機関、住民を規制するものが多い。)</li> <li>○条文形式なので、複雑な内容でも規定しやすい。</li> </ul> <p>＜基本条例の特徴＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方自治体の施策の方向性を示すものが多い。</li> <li>②宣言的な性格をもつものもあり。</li> <li>③個別政策に関する条例等を制定する際の指針となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会の議決を経なくてもよい。 (杉並区のこれまでの宣言は、議会全員一致で採択されている。)</li> <li>○原則として法的拘束力がない。</li> <li>○執行機関、議決機関、住民を規制しない。</li> <li>○条文形式によらないものが多く、複雑な内容は規定しにくい。</li> </ul>
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関、区議会等に対し、拘束力をもたせることができる。</li> <li>○盛り込むべき内容が多岐にわたっても、条文形式のため表現がしやすい。</li> <li>○施策の方向性を示しやすい。</li> <li>○行政の施策や取組みについて区民が評価できる規定を盛り込むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主性を尊重し、主体的な行為を促すことを求めやすい。</li> <li>○短く、わかりやすく表現できるので、区民に対してアピールしやすい。</li> </ul>
問 題 点 ・ 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「しなければならない」といった義務的、強制的なイメージが強い。</li> <li>○憲章・宣言に比べて複雑になりがちで、区民への周知が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政、区議会等に対し、拘束力をもたせることができない。</li> <li>○抽象的になりやすく、具体的な施策に結びつきにくい。</li> <li>○短くなりやすく、施策に関する内容を十分に盛り込めない。</li> <li>○行政の施策・取組みについて区民が評価できる規定を盛り込みにくい。</li> </ul>

## ◆ 形式についての結論

条例、憲章、宣言の特徴や、長所・課題等について比較検討した結果、「行政機関や区議会等に対し、拘束力をもたせることができる」ことや、「行政の施策や取組みについて 区民が評価できる規定を盛り込むことができる」などの条例の長所を重視し、また、条例でも区民の自主性・主体性を尊重し、促すことはできることから、懇談会としては「形式については条例にすべきである」という結論に至りました。

## 2 条例の構成について

本条例は、一般的な条例のように、義務や使命を示して拘束力をもたせて区民をしぼるものではなく、憲章・宣言的な理念を表す性格をもたせたいとの趣旨から、条例に前文を付し、そこに杉並区が目指す「教育立区」を支える基本となる考えを表すことが適当であると考えます。

前文に続いては、本文として、はじめに条例の制定目的や、「杉並の教育を考える懇談会提言書」(平成13年3月)に示された内容を基礎として、大切にしたい考え方を明らかにし、教育立区の実現に向けた基本的な考え方を表すものとします。

続いて、家庭や地域、行政といった実施主体ごとの役割と責務、人づくりに関する行政の基本となる、実現に向けた行動計画づくり、事後評価や検証の仕組み等を盛り込んでいくという構成が、本条例にはふさわしいとの結論を得ました。

## 3 前文

杉並区が目指す「教育立区」とは、杉並という地域社会が社会をあげて人づくりに取り組むことです。人は人を育てることで、自らも育ちます。人づくりの対象は、子どもだけではなく、大人も含んだすべての区民といえます。人づくりの目的は、それぞれの人の個性や特性に応じて、その人間性と社会性を育み、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことにあります。家庭が中心となり、学校がその役割をしっかりと果たし、そして地域が一体となって取り組むべき、人間社会の崇高な営みです。

前文の起草にあたり、懇談会では、人づくりという視点から今日の社会状況を次のように整理しました。

これまで資源の乏しい我が国にとって、国力の源泉は人間であるとして、人間を大切に  
した人材育成を重視する伝統を貫いてきました。

そのことによって、磨き上げられた鋭い感性と高い精神性によって世界に類例をみない  
独自の伝統精神文化を確立し、世界をリードする経済発展を成し遂げました。こうした国  
柄と国民意識は、今後の激動する国際社会の中でも、決して失ってはならない我々日本人  
の存在の基盤をなすものと考えます。しかし、その国力が落ちてきていると言われていま  
す。

近年の我が国の社会状況を見ると、自分の利益ばかりを求め、他の人のことなど考えな  
い自己中心的な生き方をする人が多くなってきたことが、様々な分野の人々から指摘され  
ています。経済的な高度成長を遂げて物質的にも恵まれた現代の日本社会は、一見豊かな  
社会のようにも見えますが、このままで良いのだろうか、心の中に一抹の冷たい風が通  
り抜けてゆくことを感じている人も少なくありません。

また、昨今の犯罪の低年齢化と深刻化に接しますと、多くの人が今どきの家庭や若者の  
あり様を批判したり、学校や教員、教育の批判に走ります。しかし、単に批判していれば  
済むような問題なののでしょうか。私たち大人が、そして親が、より良い手本を子どもたち  
に示しているのでしょうか。子どもに嘘をつくなど教え、自らが嘘をついてはいないでし  
ょうか。「模倣は最大の賞賛である」という言葉があります。私たち大人が、まず、胸を張  
って自らの生き方を次世代に示すことができるようにすることが大切です。示し教えるこ  
とを通じて、教える大人も一回り大きくなります。一人ひとりを大切にしながら、互いに  
育ち、育てられる関係を、地域のあちらこちらに作ることも、今日の社会に求められてい  
ます。

したがって、「人づくり」では、教育の普遍性と国家や民族の中で長い歴史を通じて培い、  
伝えてきた信仰、風習、制度、学問、思想、芸術などとともに、それらの中心となってきた  
精神文化、そして時代性をふまえて進めていく必要があります。

人は、それぞれに父母や祖先から引き継がれた先天的な資質のもとに、生後に様々な刺  
激を受けながら成長していきます。生まれた国の国柄や地域の特性によって異なった歴史  
や伝統、文化、さらには時代背景といったものを背負いながら、親子関係や友人関係など  
社会的な様々な要素が折り重なっていく中で、「歴史的にも世界的にもただ一人(オンリー  
ワン)」というかけがいのない存在になっていきます。こうした人たちが構成される社会に  
は、調和をもたらすための普遍的な力が必要です。しかし、この力が、いまの社会では弱  
まっていますし、いま、地域をあげて高めていかなければなりません。

このような考え方のもとに、懇談会では、「人づくり」において大切なことを、次のよう  
にとらえました。

一つ目としては、「人間として生まれてきたこと」を大切にすることです。一人ひとりの命には、太古の昔からの長い歴史の中で数え切れない命が受け継がれてきており、そして、今を生きています。人間として生まれたことに感謝し、自分のもとより、他人の生命を尊重して、みんなが輝ける生命の持主であることを認め合い、自分の大いなる可能性に気づき、驚き、感動して、これを開花させるよう、学び合い磨き合い、力を合わせ助け合う、そのような「人」でありたいと思います。

二つ目としては、「人間性を発揮すること」を大切にすることです。人間には、人間であるがゆえに有している徳性や感性、精神性、能力があります。「他人の痛みを感じ、困っている人を助ける」「自分の不善を恥じ、社会の悪を許さない」「他人優先の譲り合いの気持をもつ」「道理をもって物事を判断する」「山や川や海など、自然のありがたさに感謝する」、そのような「人」でありたいと思います。

三つ目としては、「社会性を発揮すること」を大切にすることです。まず社会の最も小さな単位である家族がお互いを理解し合い、尊重することが大切です。社会は、自分と他者とで構成されています。人は他者との信頼関係を大切にし、如何により良い関係を築くかで、自分も他者も生きやすくなりますし、社会も良くなります。共に助け合い、共感・共鳴し、自己の最善を他者に尽しきる、そのような「人」でありたいと思います。

このようなことがごく普通のこととして、それぞれの人々の日常生活に溶け込んでいること、すなわち「杉並の美風」として地域に広がり幾世代にもわたって受け継がれていくようなことができれば、杉並はどんなにか素敵なまちになっていくでしょう。

これらの観点を踏まえて、前文においては、「人が育ち、人が活きる杉並区」を標榜する杉並区としての「人づくり」の基本的考えを記述することが適当です。また、その表現は、できるだけわかりやすい言葉で、子どもにも理解でき、やさしいけれども深みがあり親しみやすいものにすることを望みます。

## 4 本 文

### (1) 条例の制定目的

ここでは、なぜこの条例を制定するのか、その目的を明らかにします。

この条例は、杉並区における教育(いわば「人づくり」)において、大切にしたい考え方や、そのために果たすべき家庭や地域、区役所などの行政機関、学校などの教育機関の役割などを明らかにすることによって、教育に支援を惜しまない地域づくりを進めることを目的に制定するものですので、このような内容を盛り込むことが適当です。

### (2) 大切にしたい考え方

ここでは、杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方を明らかにします。

前文では杉並区としての「人づくり」の基本的考えを述べますが、ここでは人が育ち育てられること、すなわち「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考えを述べます。

人は生涯を通じてそれぞれに様々な人生経験をしながら、学び成長します。その中には、楽しいこともあれば辛いこともあります。しかし、人生を楽しみ味わうことは、生を受けた者にのみに許された特権です。何か物事を成就できたときの達成感、他者に尽くし感謝されたときの喜びは、人として生きていられたからこそ感じられるものです。

「人づくり」を進めるうえで最も大切なことは、この達成感や喜びといった幸せを感じられる時間や場を多くつくることではないでしょうか。家庭で、学校を含めた地域の中で、様々な参画の機会や体験を通して、幸せを多く感じながら、自ら学び成長していけるようにすること、このことを杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方の基本にすえるべきです。

そのうえで、この考えを支えるものとして、次の三つを合わせて、杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方とすることが適当です。

#### ① 人として育てる

前文とも重なりますが、教育とは「人づくり」の営みです。人として、より良く生きる力を育み、自己を確立し、社会の担い手として、未来を切り拓いていくことができる

力を育むことが必要です。

人が生涯を通じて健全に成長していくうえで欠かせない、個を確立するための「自立心」と、社会の一員として必要な「公共心」とを、バランスよくしっかりと伸ばすため、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことが大切です。

## ② 家庭で育てる

家庭は、教育の原点です。「親は天地、教師は日月の如し」、また、「世界で一番有能な先生によってよりも、分別のある平凡な親によってこそ、子どもは立派に教育される」とも言われます。親ほど先生たるものはありません。人としての基本的な生活習慣、人への思いやり、善悪の判断やしつけは、教育の原点である家庭において、家族のふれあい、親子の愛情やスキンシップ(ふれあい)、ぬくもりのある家庭環境のなかで自然に培われていきます。

家庭が、人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場となるように、その役割をしっかりと果たすことが大切です。

## ③ みんなで育ち育てられる

子どもは、家庭にとっても、杉並という地域にとっても大切な宝です。一人ひとりの子どもは、家庭の子であると同時に、どの子も明日を担う社会の子です。子どもたちを区民みんなの宝として、大人たち全員の目と手と心で、あたたかい愛情を注ぎ、大人としての範を示しながら、区民みんなですべて育てていかなければなりません。

また、人を育てることは、大人自身、自らを成長させることにつながります。同じ地域で共に暮らす仲間として、互いに育ち、育てられる「<sup>きょういく</sup>共育」の関係を、地域のあちらこちらに作っていくことが、大切です。こうした取組みの積み重ねが、地域づくりに発展していきます。

### (3) 各主体ごとの役割と責務

ここでは、「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考え方をふまえて、家庭、地域、行政・教育機関が、それぞれどのような責務と役割をもって教育(人づくり)に臨むのかを明らかにします。

#### ① 家庭

すべての区民が、「教育の原点は家庭にある」という認識に立ち、それぞれの家庭で人づくりにあたるのが、何よりも大切です。子どもに対する教育は、第一義的に親の責任であることを明らかにし、区民は、各家庭で、子どもとの接触の機会をできるだけ多くもち、乳幼児期からの心の教育やしつけの充実、成長過程に応じた教育を行うよう、努めることとします。

#### ② 地域

多くの区民が、「子どもは地域の宝であり、地域で育てていく」という認識に立ち、様々な地域活動に参画し共に育てていくことが大切です。また、このことは参画する人自身を育てることもつながります。共に育ち育てられる関係を築いていくことは、地域づくりにも役立ちます。区民(ここでは在住者をはじめ在勤、在学等幅広い人たち、NPO、企業等の団体も含めます)は、地域における教育の大切さを理解し、その取組みに可能な限り参画し、地域ぐるみで教育を進めるよう、努めることとします。

#### ③ 行政・教育機関

区は、家庭や地域での教育活動が地域づくりの礎になるという考えのもとに、教育分野のみならず、福祉やまちづくりなどすべての分野において、教育(人づくり)という観点をもって施策を進めるよう、努めることとします。

また、これまで杉並区として培ってきた「杉並師範館」や「学校支援本部」、「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ学倶楽部」などの独自の取組みを区の財産とし、人づくりの核としながら、なお一層の施策の充実に努めることとします。

学校をはじめとする区内の教育機関は、それぞれがもつ自主性を尊重されながらも、前文に掲げる「人づくり」の基本的考えを念頭に、区の取組みと連携して教育を実施することとします。

## (4) 人づくりに関する行政の基本

ここでは、「教育行政」というと、教育委員会の取組みなどの狭義にとらわれる心配があることから、あえて「人づくり」として区における「人づくり」行政の基本となる取組みを明らかにします。

### ① 中長期目標と行動計画の策定

現在、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」のもとに、それを具体化するための「杉並区教育ビジョン推進計画」を策定し、ビジョンの実現に努めていますが、この条例の制定後は、これに代わって、条例を具体化するための中長期目標と行動計画を定めていく必要があります。

そのため、区は、この条例を基本としながら、その時代や社会状況に即した教育(人づくり)の課題解決を視野に入れた中長期目標としての教育ビジョンを定め、それを具体化する行動計画を策定するものとします。この教育ビジョンや行動計画は、教育委員会を中心にしながら、区長部局の施策も関連することから、区として策定するものとし、家庭や地域での取組みも含めることとします。

### ② 施策の評価と効果検証

教育(人づくり)の取組みは多岐にわたり、時代によっても何が必要なのかが変化します。また、効果が高くない施策や、役割を終えた施策を続けることは、税金の無駄遣いにしかなりません。不要不急のものはやめたうえで新しい課題に取り組むこと(スクラップ・アンド・ビルド)を基本としながら、常に見直しをかけ、新たな取組みに転換していくことが必要です。

そのため、区は、行政評価や学校評価など区民参加による評価を継続的に行うとともに、各種の取組みにおいて効果検証を行い、次なる取組みにつなげていくものとします。

### ③ 区民への理解浸透、意識啓発

この条例に基づき教育(人づくり)に支援を惜しまない地域づくりを進めていくためには、この条例の存在や趣旨、それぞれの立場としての責務や役割を、区民に理解してもらう必要があります。

そのため、区はあらゆる機会や方法をもって、区民への理解浸透、意識啓発に努

めるものとしします。

#### ④ 家庭教育の支援

家庭教育に関して、家庭に第一義的責任があることは先に述べましたが、急激に進む核家族化や地域でのつながりが希薄化している中で、家庭教育に関して必要な情報を得たり学ぶことが難しくなっており、支援が必要です。また、この支援は、単に親が子育てをするうえで不足がちになる部分を行政の施策として補うようなものだけではなく、これまで家族の知恵として祖父母から父母へ、父母から子へと脈々と受け継がれてきた子どもを教育する力を高めるような内容も含めて進める必要があります。

そのため、区は、親としての自覚を深め、親としての成長を支援する内容で、家庭教育の支援を行うこととしします。

#### ⑤ 地域での教育活動の支援

地域での教育活動は、共に育ち育てられることを基本に、地域の人々の主体的取り組みにより進められるものですが、それを定着させ充実させていくためには、行政による側面的な支援が必要です。

人の成長には、生涯を通じて学べる環境があることが望まれます。社会の第一線を退いた後も、人に教えたり社会に貢献して喜ばれることは、その人自身の力ともなります。また、現在、区では、行政と地域や住民の関係を見直し、協働を推進して、新しい自治をつくろうとしています。教育も、協働の視点に立って、地域でできることは地域に委ねることを基本にすえる必要があります。

そのため、区は、「共育」と「協働」をキーワードとして、地域における区民の教育活動を推進するために、必要な支援を講じていくものとしします。

#### ⑥ 就学前教育の充実

「ヒト」として生まれ「人」となって小学校へ就学する過程にある就学前期は、人として成長していくうえでの基礎・基本を身につけ、学校での学びに備える重要な時期です。この時期にどのような教育(人づくり)をしたかが、その後の学校教育にも影響します。区内の幼稚園・保育園は、公立もあれば私立もあり多様ですが、多くの子どもが区立小学校に進学することからすれば、どこの幼稚園・保育園に通園しても杉並共通の就学前教育が受けられることが望まれます。また、この時期は、家庭での教育が人としての成長を大きく左右します。

そのため、区は、0歳から就学前までの期間を範囲として、幼稚園・保育園といった就学前の受入れ施設での教育のみならず、家庭教育も含めて、就学前教育を総合的に推進するものとします。また、区内の幼稚園・保育園は、公立・私立を問わず、この条例に基づき区が定める「就学前教育プログラム」のもとに、就学前教育を推進するものとします。

#### ⑦ 学校教育の充実

小学校・中学校期は、人としての人格形成がなされる、教育において最も重要な時期です。子どもたち一人ひとりが個として大切にされながら、社会の一員として強くたくましく生きていける力を身に付けられるよう、育むことが大切です。また、学校は地域の学び舎として、地域の人々の意思のもとに、また、地域の人々のボランティア活動(有償・無償を問わない)や自発的な寄付などの支えのもとに、運営されることが望ましい姿といえます。これらは、学校での教育活動だけでなく、放課後や学校休業日の活動も視野に入れながら、総合的に推進する必要があります。

そのため、区は、各学校で魅力ある教育活動が行えるように、教員の指導力向上や施設整備、その他適正な教育環境の整備に努めるとともに、地域の人々の意思と力に支えられた地域運営型の学校づくりを、周囲の行政機関等とも連携しながら総合的に進めるものとします。

#### ⑧ 郷土愛を育む施策の充実

教育(人づくり)に支援を惜しまない地域として、地域の中で「共育」や「協働」を推進していくためには、それぞれの地域や杉並の歴史や文化、伝統を知り、地域への誇りの気持や愛郷心を育むことが大切です。区でも「すぎなみ学倶楽部」の取組みが進められていますが、未来を拓く人を育てるためにも、自分たちで自分たちのまちをつくるためにも、このことは欠かせません。

そのため、すべての区立小中学校で一定時間、地域や杉並のことを学ぶ授業時間を確保するとともに、広く大人の人たちに対しても地域や杉並のことを学ぶ機会をつくるよう努めることとします。

#### ⑨ 行政機関相互の連携

教育(人づくり)に支援を惜しまない地域づくりを進めるためには、ひとり教育機関だけでなく、福祉等その他の機関を含めた行政機関が相互に連携し合って、総合性をもって取り組むことが必要です。また、就学前、学齢期、成人といった人生の

過程ごとの教育が独立し途切れていたのでは、一貫した教育が行えません。

そのため、区は、必要に応じて、教育という視点で行政機関相互が連携し合える体制を築くとともに、一貫性をもって教育が実施できるよう施策を推進するものとします。

## おわりに

教育基本条例等について、懇談会としては以上のような内容が望ましいとの結論に至りましたが、最後に条例の名称について付言します。

懇談会の検討過程では、条例の内容はいわゆる「教育基本条例」の中身として議論してきました。しかし、議論の中では「教育」という言葉は言い換えれば「人づくり」であり、この提言の中でも二つの言葉を同義語として扱ったところも少なくありませんでした。

今日の社会状況において、杉並区が「教育基本条例」を全国に先駆けて制定することは大変意義があることです。しかし、教育基本法の改正過程などを見ると、「教育」という言葉であるがゆえの様々な議論が、この条例の制定過程においても展開されることが容易に想像されます。私たち懇談会委員が考えまとめたことは、これまで人類が生まれて以来脈々と受け継がれてきた「人づくり」を、変化した社会状況をふまえて、時代に即した内容で改めて創出しようというものです。この杉並で、昭和57年につくられた「すぎなみ区歌」では、「心ふれあう人がいる、笑顔を見かわす人がいる」、「心あかるい人がいる、幸せ育てる人がいる」、「心やさしい人がいる、喜びわけあう人がいる」と、杉並のまちの姿をうたいました。そんなまちでいつまでもいられるように、明るい社会をみんなで作っていくことが私たちの願いです。

それらのことを考えますと、条例名称は「人づくり条例」とすることも一案と考えられます。もちろん、「教育基本条例」の方がいい、あるいは、「地域ぐるみで」といった表現を冠として加えるのがいいといった、意見もありました。このことを最後に提言し、結びとします。

## 第 7 回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 (H19. 5. 11) 発言要旨

**会長** 提言案をよりバージョンアップするため、委員の活発な意見をいただきたい。

**委員** 条例の名称を「人づくり条例」とする方が適当であるということも決定するのか。

**会長** そうだ。

**委員** そうなら、「教育基本条例」より「人づくり条例」の方がよい。また、「人づくり基本条例」というのはどうか。

**会長** 「基本」がつくと、他にも条例があるように誤解されるので、無くてもよいと思う。

**委員** 「人づくり条例」だと、私なら読まないと思う。「人づくり」は受け身のような気がする。やはり、自分が学ぶつもりで、やる気がなければ。平成13年の杉並の教育を考える懇談会の提言の冒頭に「学ぶ喜び、生きる喜びいっぱいの杉並の教育のために」とあるのを活かして、「生きる喜びいっぱいの杉並教育基本条例」というのを考えた。

**委員** 「人づくり」というとつくられる、誰かがつくるというイメージがあるが、ここでは、人を育てることは、(人が) 育つということだから、「人づくり」の中に「つくり、つくられ」という意味も含んでいると思う。

**委員** 教育は「人づくり」ということから、例えば「地域ぐるみ人づくり条例」・「人づくり・地域づくり条例」などとして、「地域」という言葉をいれた方がよい。行政が何かをすることも大事だが、私たちが主体であるということが重要だ。

**委員** 内容についてとても良いと思う。特に前文は、3つのところがよいと思う。質問があるが、「教育」というのはどういった意味があるのか。

**会長** 榊原委員や私が授業で教えるときに引用するのは、外国語での意味だが、ラテン語、ドイツ語などでは、人の持っているものを引っ張り出してあげる、人の可能性を開花させるといった意味がある。もうひとつは、人間として生まれても人間的な環境で育たないと人間として生活能力を持ってないということだ。そういう面でいうと、「人づくり」という言葉は自分自身がなると同時に、周りがそれを援助し、育てるといふ、相互作用的なものだ。人間が社会を作るということは、前文の3つ目にあるように「社会性を発揮する」ということであり、前文にある3つをやって初めて、「教育」や「人づくり」になると、まとめられたと思う。

**委員** 「教育」ということの意味を明確にすることから、「教育基本条例」の方がよいと思う。特に前文を読んでもらえば「人づくり」ということもわかるので、「人づくり条例」というよりあえて「教育基本条例」の方がよい。

**委員** 考えは逆説的でおもしろいが、やはり、一般の人が「教育基本条例」と聞いたときは、「教育基本法」をイメージして、それだけで関心を持たない人がでると思う。もうひとつは、客観的な言葉だけでなく、杉並らしさとか、温もりが感じられるものがほしいというのが共通認識のベースにあったと思う。

そういう意味で、単に「人づくり条例」ではなく、「地域ぐるみの人づくり条例」というように、何かをつけた方がよいと思う。それから、基本は育ち、育てられるという両方だと思うので、そこがうまく伝わるように工夫があるとよいと思う。

**委員** 子どもまで含んだ区民が読むというのなら、できるだけやさしく、わかりやすい言葉で、内容を膨らませて考えさせることのできる、「人づくり」的な名称の方がよいと思う。中味をどう読ませるかという工夫が大事だ。

**副会長** 「教育」とは、総合的な人間形成を行うことだと思う。人間形成を総合的に行うのが、学校、地域、家庭などであることから、「地域」という言葉を入れるとその言葉に縛られてしまうので、「人づくり条例」でよいと思う。

**委員** 杉並の教育を考える懇談会や教育ビジョンとの整合性を考えると「郷土愛を育む施策の充実」の「郷土愛」は、もう少し広い意味の表現でもよいと思う。

**会長** 最近はやりのグローバルかつローカルという意味で「グローカル」という言葉があるが、そうしたことを考えると狭い郷土愛だけでなく、杉並もまた、世界とつながっている。世界からこのまちに来ている人もいる、そうした人たちとも杉並という地縁の中でつながっているということで、もっと広がりをもって書いた方がよいと思う。

**委員** 条例が杉並区の一つの特徴となることを希望する。条例の題名は単に「人づくり条例」とし、サブテーマとして(教育に支援を惜しまない地域づくりのために)といった内容が、補足として付け加えられるとよい。このことで、杉並区は、教育立区という理念を中心にコミュニティが生まれると思う。

**委員** 私は、これでよいと思う。「てにをは」などは事務局が直すとして、基本条例にあまり細かいことを書かないほうがよいと思う。

**会長** 区長、区議会が変わっても、区がこれまで築き上げてきた教育に関する財産の上につくるものだから大きく変わる内容でなく、区に何年も住んでいる人たちの意思を、うまくまとめれば、区民の意識としてはつながっていくと思う。提言案の分量についてはどうか。

**委員** 非常によくできているが、「常に見直しをかけ」といった場合の「常に」とは、どの程度を指しているのか。評価が重要なので気になる。

**会長** 行政では、1年ごとに計画をたて、予算を組んでいき、一方で、中期計画、長期計画で、5年、10年での施策を立てる。国では、新しい「教育振興基本計画」で、教育に関する長期計画をつくったところだ。その他に、区長や議員の4年の任期があるので、そこで区民の意思が反映される。

**委員** 家庭教育の支援のところに「心身に障害のある子どもには特に支援する」という1行を加えてもらいたい。それと、「行政機関相互の連携」の箇所はよいことなので、太字にしてもらいたい。

**会長** 誰であれ、その人に応じた支援を行うということだ。

**委員** 就学前教育のところに、子どもの育て方がわからないことへの支援や孤立した核家族への支援についても入れた方がよい。

**会長** 支援が必要なひとたちについて、細かく書くと、いろいろな人がでてくるので、いろいろな支援が必要な人たちにきめ細かくフィットする形で少しまとめる必要がある。

**委員** このままでいいのではないか。あまり細かく書きすぎるのはよくない。

**委員** 必要であれば、そうしたことは前文の1つ目の中にいれればよい。

**会長** 国では、「障害」を「特別支援」にいいかえている。英語では「スペシャルニーズ」というが、教育の場合、才能がありすぎる場合にもいう。そうした場合も含めて全体をカバーするため前文にそうしたことを入れるということを考えるべきだ。

**委員** 一人ひとりを大切にすることが入れればよい。

**委員** 基本的人権ということから非常に大事なことだ。「学校教育の充実」のところに、「地域運営型の学校づくり」とあるが、学校も「経営力」を高める努力をしていける内容もほしい。

**委員** 「地域の人々のボランティア活動や自発的な資金寄付などの支えのもとに運営されることが望ましい」とは今まで出てきていないが、どういうことか。

**庶務課長** 杉並区では、地域運営学校などで、地域の人に学校の運営に参画してもらっている。また、学校図書館の管理や学校の見守りなどで学校づくりでも地域の人に参画してもらっている。そうした中で、私立学校のような寄付、基金などにも支えられて、よりよい教育ができればといった問題意識があって入れた。

**委員** 資金といった言葉は削った方がよい。寄付にはお金以外もあるのだから、単に「寄付」とした方がよい。「家庭教育の支援」のところで、行政が支援をしないように受け取られる部分があるので、削ったほうがよい。この部分が、不足している部分を補うことはしないという意味なら話は別だが。

**会長** より、ポジティブな書き方に変えたほうがよい。寄付については、他の先進国と同様に自分の納めるお金の使い道を自分が決められるという寄付文化が日本にも必要だ。例えば学校で債券を発行して、その債券を買った人は減税するといった仕組みができるとうい。お金に限定する必要はないと思う。

**委員** ハンガリーが発祥と思うが、収入の1%を自分の好きな活動に使ってもらうという制度がある。「ボランティア活動」の部分には、ボランティアにも有償ボランティアといったものがあるということが伝わる表現にしてほしい。今私がやっている子どもの見守りも有償だが、有償ボランティアとして成り立っており、意識としてもボランティアだ。

**会長** 「ボランティア」や「ライフステージ」とか横文字については、できるだけ日本語を当てたい。ボランティアは新しいイメージを入れていく。

**委員** ボランティアは無償だからボランティアで、有償というのなら、名称を変えないといけない。

**委員** 奉仕か。

**会長** 「奉仕」という言葉には独特の意味がある。都立高校でも今年から奉仕という科目を作ったが

名称ではもめた。奉仕でも最低限の経費をとってよいのが一般的になってきている。

**委員** ボランティアは原則として無償だが、最近では、NPO法人でも、足代、弁当代ぐらいいは出そうということ考えになっている。「ボランティア」という言葉については、日本語としてもう定着していると思う。

**委員** 「ボランティア活動」という言葉も、日常的に使われて、片仮名ということは考えなくて良いと思う。寄付文化というのも理想ではあるが、杉並区民の生活の中では「資金寄付などの支え」というのはまだ早いと思う。

**委員** 「ボランティア」での有償とは、報酬ではなく、実費という意味だ。一般的にはまだそこまでの受け取り方がなされていないと思う。

**委員** ボランティアや自発的な寄付を区で広めていくということを入れておいた方がよい。

**委員** コミュニティスクールで、一定の金額を集めようとするのが寄付の問題になる。ところが寄付は学校単位で受け取れない。そのため、否定的な思いもあるが、今後のことを考えると、問題提起の意味で入れた方がよいという思いもあり、迷っている。

**次長** 現在は、区が寄付を受け入れ、翌年度の予算として、措置する方法で行っているが、この方法だと、迅速性に欠けることと、寄付者に違和感を与える。そこで、物で寄付を受ける形をとっている。しかしながら、寄付文化を、もっと醸成していくことで、地域での仕組みができてくる。同時に、税の免除も検討していく。今はその検討段階に入っていると思う。

**会長** これからは日本でも納税者として意識を持つことが必要だ。海外にいたとき、税金を納めに行くとき窓口で「カスタマー（お客様）」と書いてあった。日本とは全く感覚が違う。日本もそうした意識を持ち、自分の税金がどこに使われるかといったことに関心をもって、できれば自分の意思で、こう使ってほしいと言える世の中になってほしいという意味で、入れたいと思う。

**委員** この部分を最初に読む人は、少し驚くと思うが、今までの意見を補足の形で入れて補えばよい。今のままでは説明不足だ。

**委員** 12年ほど自費でボランティアを続けているが、それが有償か、無償かは特に気にしていない。学校にもいろいろな形でボランティアが入っているが、ボランティアのあり方をもっと考えてもよい。

**会長** 杉並区では、一人ひとりが、人づくりに関して、汗水を流し、時間を提供するということだ。

**副会長** 「就学前教育の充実」のところに「一定レベル」という言葉がひっかかる。「杉並共通の就学前教育」だけではだめか。また、基本的な取り組みの順序に何か規則があるのか。普通は評価や意識啓発が最後にくると思うが。

**庶務課長** 特にルールはなく、PDCAの流れだ。懇談会における意見の強さに応じ整理してもよい。

**委員** 条例を作る話なので、9つの項目が含まれていれば順番はどうでもよい。ただ全部やってもらいたい。

**会長** 条例を提言に基づいて作ってもらうときにこういうことだけは必ず書いてほしいという形が基本

だ。

**委員** 杉並区には「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」にNPOを支援する基金の規定があるが、寄付者の意思の反映に大分苦慮しているようだ。寄付について入れるとなると、寄付者の意思が反映される形でのシステムづくりをしていかななくてはならない。

**次長** 区では、学校への寄付を税控除の対象として認めるよう特区提案しているが、総務省が認めない。学校が受けられるとすれば、そこに透明性が確保された組織が必要で、そうした組織についての検討も必要だ。大学と同様に義務教育で寄付ができるようにするには現実的な壁がある。

税金の構図には理屈があってないようなもので、これもそうした例で、大学では許されても、義務教育には前例がないというということだ。

**会長** 杉並区で突破口を開いて杉並の子どものため区民のためになるとよいと思う。

**委員** 副会長のいった「一定レベルの杉並共通の就学前教育」というのは難しい。子どもの育ち方が違うのに同一レベルというのは、レベルとして何かあるのか。

**会長** 受ける側でなく、提供するサービスを一定レベルにするという意味だ。

**副会長** この一定レベルというのは、国で進めている、保育所の保育指針と幼稚園教育要領を一本化しようという動きを受けて、3歳から4歳は同じ教育を受けられるようにというレベルのことを言っている。

**会長** 一般の親や、常識からみても、同じ3歳、4歳、5歳の子どもの教育が保育園と幼稚園で異なるということへの疑問については行政・専門家が応える必要があるが、まだクリアできていない。

**委員** 全体に少し長い。副会長がほめていた、杉並区歌についてはよく歌っている。この歌がよいとは思いますが、こうしたくんだり提言案には必要ないと思う。

**委員** こういう姿、こういう社会を作っていくという意味で、あった方がよい。

**委員** 長すぎるという意見だが、これをもとに条例案をつくるのであって、このままというわけではない。

**会長** 我々の意思が100%に伝わるボリュームがよい。読むのに1時間も2時間もかかるようではいけないし、小中学生が読める漢字であるべきなのかということや片仮名の問題もある。

**委員** 「バランス」はよいとして、「スキンシップ」という言葉は、他に代わるべき日本語はないのか。

**委員** 分量はこの程度でよい。片仮名については、「スクラップ・アンド・ビルド」は、ビジネス用語なので、一般の人になじみがない。「スキンシップ」については、ほぼ日本語化していると思う。

行政に対する目標値、いつまでに条例をつくるといった、切り口はあったほうがよいだろうか。

**会長** そうしたスケジュールは以前、次長などから説明があったので、それでいいのではないか。

**委員** 検証のための第三者機関を置くといった話があったと思うが。

**会長** 10ページの評価、効果検証といった部分で読める。

**次長** 今、国会で審議中の法律の中に、教育委員会の評価に第三者を入れるといったものも含まれている。

**会長** 教育改革三法は、教育委員会や学校のあり方を大きく変えるものである。学校も保護者、地域と連携して情報を出し、評価をしなさいといったことも含んでいる。今度の条例はそうした動きを先取りした内容だ。

**委員** 区長が、広報で、「30人程度学級」にしていくとしているが、今後どうするのか、また、条例に書ければ書いてほしい。

**次長** 広報のとおりだ。

**会長** 文部省の中教審の議論の中で、35人学級にしたときの試算が提案されていた。

**委員** 寄付者が、権力によって学校に影響を与えることのないようにしてもらいたい。

**会長** 必要とする寄付はうけるが、必要でない場合は、受け付けないということだ。

ボランティアについても、押しつけでは困る。寄付も、好ましくない企業からのものは断るといようなルールがイギリスなどにはある。

**委員** 寄付を受けられるようになった場合、そうした選別をするのか。

**次長** 現在も、学校教育に役立つものについて、委員会で決定して、受け入れている。

**会長** マネーロンダリングにならないように気を付ける必要がある。

**委員** そういう意味で、寄付を1カ所に集め、それを分配する形も考えられないか。

**会長** イギリスには、寄付を集める財団があり、そこが、中立の立場で学校のニーズに応じて配分している。そうした制度にも学べば、公平で、効果的な配分ができる。

**委員** 「努めることとします」といった部分を「努めます」のようにできないのか。

**庶務課長** 語尾や片仮名については、案がおおよそ固まった段階で再整理し、全体の調和、整合を図る。